

**【保育が必要なことが確認できる書類一覧】**

下表の状況に応じた書類を**保護者（※父母両方）**について、ご提出ください。

なお、兄弟姉妹で通園している場合でも、提出書類は1部で結構です。

状況	提出書類
<b>1 就労</b> ※ <u>週3日以上かつ1日4時間以上の就労を常態している場合に限る</u>	<b>就労証明書</b> ※ <u>勤務先の事業者が記入するものです</u> （自営業の方を除く）。 （1）証明日が提出日以前より6か月以内のもの （2）不規則勤務等はシフト表の写しを添付 （3）内職は委託元で証明を受けたもの ※消えるボールペン・修正液等は使用不可
<b>2 育児休業</b> ※育児休業対象児が、1歳の誕生日を迎える年度の終わりまでの期間が対象	<b>就労証明書</b> ※就労に準じる ※育児・介護休業法に定める育児休業が対象
<b>3 出産</b> ※ <u>出産要件は、出産予定月とその前後2か月間</u> が対象（多胎児の場合は出産予定月とその前後3か月間）	<b>母子健康手帳</b> ※氏名と出産予定日が確認できる部分の写しを提出
<b>4 疾病</b> ※疾病要件は、疾病により保育が必要な期間が対象	<b>医師の診断書</b> 証明日が提出日以前より6か月以内のもの
<b>5 障害</b>	<b>障害者手帳、介護保険証のうち1点</b> ※氏名と等級が確認できる部分の写しを提出 （1）身体障害の場合は身体障害者手帳（1～4級） （2）精神障害の場合は精神障害者保健福祉手帳（1～3級） （3）知的障害の場合は愛の手帳（1～4度） （4）介護保険証（要介護1～5）
<b>6 介護・看護</b>	<b>医師の診断書、障害者手帳又は、介護保険証のうち1点</b> ※介護等を受ける方の氏名と等級が確認できる部分の写しを提出 （1）医師の診断書、障害者手帳は「4 疾病」、「5 障害」に準じる （2）高齢による介護の場合は介護保険証（要介護1～5）
<b>7 就学・職業訓練</b> ※就学要件は、就学により保育が必要な期間が対象 ※ <u>週3日以上かつ1日4時間以上の就学・職業訓練を常態している場合に限る</u>	<b>在学証明書及び時間割表等</b> （1）証明日が提出日以前より6か月以内のもの （2）通信教育で在学証明書が発行されない場合は、氏名、履修期間、内容が確認できる書類（写し）を提出
<b>8 求職</b> ※ <u>求職要件は、求職開始月を含めた3か月間</u> が対象	<b>求職活動報告書</b>
<b>9 災害復旧</b>	<b>り災証明書(任意様式)</b>